

山口県報

平成28年
8月9日
(火曜日)

目次

○公告

一般競争入札の実施(税務課)……………一

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………二

平成二十八年度採石業務管理者試験の実施(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………四

指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)……………四

指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出(建築指導課)……………四

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)……………五

○労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者……………五



(三三二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年八月九日

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

山口県知事 村岡 嗣 政

電気

(一) 物品等の予定数量

二百二十万三千六百六十四キロワット時

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期間

平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日までの間

(四) 納入場所

山口県周南総合庁舎

(五) 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 平成二十八年八月九日から同年九月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

契約条項を示す場所

周南市毛利町二丁目三八番地 周南県税事務所総務課

入札説明書及び仕様書の交付

平成二十八年八月九日から同月二十四日までの午前九時から午後五時までの間、周南県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
 落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
 周南県税事務所総務課

- (三) 受領期限
 平成二十八年九月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年九月二十三日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
 周南市毛利町二丁目三八番地 山口県周南総合庁舎会議室七〇一
- (二) 日時
 平成二十八年九月二十三日午後二時

七 入札保証金
 免除する。

八 無効入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法
 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
 周南県税事務所長 藤井 武
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金
 免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年九月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、周南県税事務所総務課(電話〇八三四―三三―六四一一)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Shunan Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,203,164 kWh.
- (3) Delivery period: November 1, 2016 to October 31, 2019
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Shunan Branch Building
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Shunan Prefectural Taxation Office, 2-38 Mouri-cho, Shunan-shi (Tel. 0834-33-6411)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 21, 2016
 (If brought in person: 2:00 P.M., September 23, 2016)

(三三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口ヘルスプロモーションネット

ワーク

代表者の氏名 長谷 亮佑
 主たる事務所の所在地 山口市阿知須六九七四番地の三

(三三二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年九月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人きらり

代表者の氏名 村岡 章

主たる事務所の所在地 長門市三隅中一四七〇番地

(三三三) 平成二十八年年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成二十八年十月十四日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町二番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

- (一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)
- (二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間
 平成二十八年九月十二日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先
 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円

七部以上十一部以下

二百五十円

十二部以上二十三部以下

四百円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(三三三三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年八月九日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス長門市駅前

所在地 長門市東深川九四九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	午前六時から午後一〇時まで

四 届出年月日

平成二十八年七月二十八日

五 変更年月日

平成二十八年九月三日

(三三四) 指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人山口県建築住宅センター 山口市大手町三番二四号

二 指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
山口市大手町三番六号	山口市大手町三番二四号

三 変更年月日

平成二十八年八月一日

(三三五) 指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所を変更する旨の届出がありました。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人山口県建築住宅センター 山口市大手町三番二四号

二 指定構造計算適合性判定機関の住所

変 更 後	変 更 前
山口市大手町三番六号	山口市大手町三番二四号

三 変更年月日

平成二十八年八月一日

(三三六) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第三項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十八年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人山口県建築住宅センター 山口市大手町三番二四号

二 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	山口市大手町三番六号
変 更 前	山口市大手町三番二四号

三 変更年月日

平成二十八年八月一日



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十八年七月二十八日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十八年八月九日

山口県労働委員会会長 山 元 浩

氏 名

山 元 浩 山口県労働委員会公益委員
弁護士

歴

- | | |
|-------|---------------------|
| 有田 謙司 | 山口県労働委員会公益委員 |
| 近本佐知子 | 西南学院大学法学部教授 |
| 中村友次郎 | 山口県労働委員会公益委員
弁護士 |
| 平中 貫一 | 山口県労働委員会公益委員 |
| 網戸 茂 | 山口大学経済学部教授 |
| 岡本 博之 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 鶴岡 純枝 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 中繁 尊範 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 山近 和浩 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 西田 隆男 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 羽嶋 等 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 松浦 秀子 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 六角 朋生 | 日新運輸工業株式会社代表取締役社長 |
| 安本 公二 | 山口県労働委員会使用者委員 |
| 大田 明登 | 山口県労働委員会公益委員 |
| 北本 時枝 | 山口県労働委員会公益委員 |
| 杉本 郁夫 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 田中 一郎 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 藤岡 啓介 | 山口県労働委員会労働者委員 |
| 正木 宏明 | 山口県労働委員会使用者委員 |
| 相島 満久 | 山口県労働委員会事務局長 |
| 佐藤 和代 | 山口県労働委員会事務局長 |

平成二十八年八月九日発行

発行所

山口県知事